

審査基準

審査事項	細審査項目	個別審査基準	審査	点数	配点	確認	審査項目の考え方	
4 計画施設のプランについて (31点満点)	(1) 保育室及び遊戯室について (4点)	①保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積以上の遊戯室を設ける計画である。	A ①に該当する。	4	4	□	有効面積での計画となっているか。 ①～④については、各年齢における保育室で最低基準面積以上であることが条件。	
		②保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の80%以上100%未満の遊戯室を設ける計画である。	B ②に該当する。	3				
		③保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の50%以上80%未満の遊戯室を設ける計画である。	C ③に該当する。	2				
		④保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に遊戯室を設ける計画である。	D ④に該当する。	1				
		⑤上記①から④に該当しない、2～5歳児の最低基準面積を保育室及び遊戯室で満たす計画である。	E ⑤に該当する。	0				
加	点	(最大1点)	⑥保育室のみで2～5歳児の最低基準面積の120%以上を確保する計画である。	加 点 ①	⑥に該当する。	+1	□	各年齢における保育室で最低基準面積以上であることが加点の条件。
	(2) 乳児室について (4点)	①乳児室が0歳児の最低基準面積に対して120%以上である。	A ①に該当する。	4	4			
		②乳児室が0歳児の最低基準面積に対して115%以上120%未満である。	B ②に該当する。	3				
		③乳児室が0歳児の最低基準面積に対して110%以上115%未満である。	C ③に該当する。	2				
		④乳児室が0歳児の最低基準面積に対して105%以上110%未満である。	D ④に該当する。	1				
		⑤上記①～④に該当しない、乳児室が0歳児の最低基準面積を満たす計画である。	E ⑤に該当する。	0				
加	点	(最大2点)	⑥乳児室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の0歳児定員9人以上の場合に加点する。	加 点 ①	⑥に該当する。	+2	□	⑥ ⑤の場合でも加点となる場合もある。

	(3) ほふく室について (4点)	<p>①ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して120%以上である。</p> <p>②ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して115%以上120%未満である。</p> <p>③ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して110%以上115%未満である。</p> <p>④ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して105%以上110%未満である。</p> <p>⑤上記①～④に該当しない、ほふく室が1歳児の最低基準面積を満たす計画である。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p> <p>C ③に該当する。</p> <p>D ④に該当する。</p> <p>E ⑤に該当する。</p>	<p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>	<p>4</p>	
加点	(最大2点)	⑥ほふく室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の1歳児定員12人以上の場合に加点する。	<p>加点 ⑥に該当する。</p> <p>①</p>	+2	<input type="checkbox"/>	⑥ ⑤の場合でも加点となる場合もある。
	(4) 保育室等について (3点)	<p>①乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の200%以上である。</p> <p>②乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の175%以上200%未満である。</p> <p>③乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の150%以上175%未満である。</p> <p>④上記に該当しない場合</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p> <p>C ③に該当する。</p> <p>D ④に該当する。</p>	<p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>0</p>	<p>3</p>	<p>ここでいう最低基準面積とは、幼稚園型認定こども園も含む全ての施設整備計画において、定員1人当たり3.30㎡で算出した面積とする。</p>
	(5) 各種施設計画について (最大6点)	<p>①仮施設を要さない整備計画である。</p> <p>②児童用の便器の数について、大便器(計画定員÷20)個+1、小便器(計画定員÷30)個+1のいずれについても、それ以上の個数を設置している。</p> <p>③職員室(事務室)とは別に明確に区画される職員休憩室がある</p> <p>④子育て支援事業専用室がある。</p> <p>⑤施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備計画である。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p> <p>C ③に該当する。</p> <p>D ④に該当する。</p> <p>E ⑤に該当する。</p>	<p>+2</p> <p>+1</p> <p>+1</p> <p>+1</p> <p>+1</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>加点方式とする。</p> <p>②少数点以下は切上とする。</p> <p>③「腰壁等で仕切る」といった考え方では加点の要件にはならない。</p> <p>④専用室の有無で加点を判断。</p> <p>⑤添付される書類を確認し、加点を検討する。</p>

	(6)屋外遊戯場について (最大1点)	①2歳以上児に必要な屋外遊戯場の面積を園舎と同一の敷地内又は隣接する土地に確保する。	A ①に該当する。	+1	<input type="checkbox"/> 加点方式とする。 幼保連携型認定こども園を計画する場合は必須である。
	(7)保護者の利便性について (最大2点)	①施設と隣接して駐車スペース「計画定員数÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。 ② ①とは別に施設の利用者玄関から半径30m以内に駐車スペース「計画定員数÷10」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。なお、①の駐車場台数のみで②の必要台数も確保できる場合、又は、①の駐車場台数から①の必要台数を除いて残った台数に②の駐車場台数を加算した台数が②の必要台数を満たす場合は、②の加算も対象とする。	A ①に該当する。 B ②に該当する。	+1 +1	<input type="checkbox"/> 加点方式とする。 ①隣接とは一般的に考えられる、正面駐車場・側面駐車場・正面裏駐車場等である。 <input type="checkbox"/> ②施設利用者玄関と駐車場の位置関係、直線距離、経路(距離も含む)、縮尺がわかる図面を必ず添付すること。審査については、内容を総合的に判断し採点を行う。
	(8)資源有効活用整備について(最大2点)	①資源を有効活用する整備である(※)。 ※建物に固定して一体的に整備する資源有効活用整備とする(水の循環・再利用の整備、生ごみ等処理の整備、ソーラーの整備、その他環境保全のための整備であって必要と認められるもの)。	A ①に該当する。	+2	<input type="checkbox"/> 加点方式とする。 旭川市が採用した設備の事例「地中熱利用冷暖房システム」。複数設備の導入も可とする。また、「旭川市地球温暖化対策実施計画(区域施策編)」にも整備計画を照らし合わせ加点を検討することとする。